

士幌町子どもの読書活動推進計画（第2期）
（平成28年度～平成32年度）

平成28年3月



士幌町教育委員会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・P2

第Ⅰ章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・P3

- 1 子どもの読書活動の意義と計画策定の趣旨・3
- 2 子どもの読書活動の現状・・・・・・・・3
- 3 計画の目標・・・・・・・・4
- 4 計画の対象・・・・・・・・5
- 5 計画の期間・・・・・・・・5
- 6 計画の体系・・・・・・・・5

第Ⅱ章 子どもの読書活動推進のための取組・・・・・・・・P6

- 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実・・・・・・・・6
 - (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・6
 - (2) 学校等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・6
 - (3) 図書館における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・8
- 2 子どもの読書環境の整備・充実・・・・・・・・8
 - (1) 家庭・地域等における読書環境の整備・・8
 - (2) 学校図書館の整備・充実・・・・・・・・8
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・・・・9
 - (1) 啓発広報事業の推進・・・・・・・・9
 - (2) 優良図書資料の普及・・・・・・・・9
- 4 計画の推進に向けて・・・・・・・・9
 - (1) 推進に必要な方策・・9
 - (2) 推進上の課題・・・・・・・・10

第 I 章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義と計画策定の趣旨

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、家庭・地域・学校が相互に連携しながら一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で様々な活動を経験させて、「生きる力」を育むための環境づくりを進めることが求められています。

その際、子どもの健全な心の成長を促し、次代を担う子どもの豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を身につける上で、読書の果たす役割は極めて重要なことから、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進していく必要があります。

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動推進に関する法律」第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

「子どもの読書活動に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、国においては、平成25年5月に第三次計画となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、北海道においては、平成25年3月に「北海道子どもの読書活動推進計画（第三次計画）－生きる力をはぐくむ北の読書プラン－」をそれぞれ策定しています。士幌町教育委員会では、士幌町の子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、平成22年3月に「士幌町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。これまでの取り組み、これからの課題を踏まえ、「士幌町子どもの読書活動推進計画（第2期）」を策定するものです。

2 子どもの読書活動の現状

子どもたちを取り巻く環境は、テレビ、ゲーム、パソコン、携帯電話などの映像・情報メディアの浸透、生活スタイルの変化等により、大きく変わってきています。

このような生活環境の変化から、子どもたちの興味や関心が多様化し、読書離れ、活字離れが一層進みつつあるのは事実です。特に、小学校、中学校、高等学校の世代に向かうほど、その傾向は顕著になっていると指摘されています。

読書活動は、以前から子どもが人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものと考えられてきましたが、その意味では今日の子どもの読書離れは憂慮すべき状況であり、読書の楽しさや大切さを自ら味わう子どもを少しでも増やすため、町全体で読書活動の推進を図っていく必要があります。

町の「したしみ図書館」での取り組みや、図書館の利用状況は以下のとおりです。

- ◇ボランティア団体や図書館職員による読み聞かせが小学校で行われています。また各学校の要望により、読み聞かせを含めたブックトーク等の授業も行われています。
- ◇10か月児健康診断の受診者を対象に、ブックスタート事業を行っています。健診の待ち時間または健診終了後に、一緒に本を開く楽しみを伝えながら本を渡します。その際、子育て支援センターにも協力をお願いしています。
- ◇毎月1回、自分では図書館に来ることが出来ない子どもたちの小学校に、巡回図書として本の貸出をしています。このほかにも学校からの要望等により、授業に合わせた資料の貸出を行っています。
- ◇夏休みには、「図書館何回来たかな？カード」を配布し、また季節に応じた館内装飾や、子どもたちが参加できる飾りを用意し、来館するきっかけ作りを行っています。
- ◇過去5年間の利用状況を見ると、平成22年度から平成23年度にかけて増加していますが、平成24年度以降、減少傾向にあります。これは、子どものみではなく、全体の利用者数も同じ傾向にあります。近年、子どもだけで来館することが少なくなっていると感じることが多く、大人（親）の利用減が、子どもの利用減につながっていると考えられます。

3 計画の目標

子どもの読書活動の推進に関して、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本の方針として次の3項目が示されています。

- (1) 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
- (2) 子どもの読書活動を支える環境の整備
- (3) 子どもの読書活動に関する意義の普及

また、「北海道子どもの読書活動推進計画」では、計画推進の基本目標として次の3点が設定されています。

- (1) 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
- (2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備
- (3) 子どもの読書活動の普及・啓発

本町では、こうした国の基本の方針や北海道の計画推進の基本目標等を基に、本町の子どもの読書活動の実態等を踏まえ、「子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくり」のために、次のように計画の基本目標を設定します。

- 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- 子どもの読書環境の整備・充実
- 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

4 計画の対象

この計画の対象は、0歳から、おおむね18歳とします。

5 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

6 計画の体系

推進方策	重点
1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 (2) 学校等における子どもの読書活動の推進 (3) 図書館における子どもの読書活動の推進
2 子どもの読書環境の整備・充実	(1) 家庭・地域等における読書環境の整備 (2) 学校図書館の整備・充実
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	(1) 啓発広報事業の推進 (2) 優良図書資料の普及
4 計画の推進に向けて	(1) 推進に必要な方策 (2) 推進上の課題

第Ⅱ章 子どもの読書活動推進のための取組

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っている場です。

特に、乳幼児期（0～5歳）には、読み聞かせなどを通して親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性を培うことが大切です。子どもの読書活動の推進にとっては、親の興味・関心が特に重要な働きを持つことから、図書館や学校・保育所・認定こども園・子育て支援センター等を通して、「読み聞かせ」、「おはなし会」や読書の重要性について保護者に働きかけていきます。

このように、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、地域においては図書館が中心となって民間団体等と連携し、読書の楽しさを知ることができるよう取組を推進します。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

① 保育所や認定こども園における子どもの読書活動の推進

絵本や童話の言葉の楽しさ、美しさ、内容の面白さ等にふれることが、その後の読書の基礎となる言葉の力を育みます。このことから、保育所や認定こども園においては、絵本や童話等の読み聞かせを通してイメージをふくらませ、想像して楽しむ経験を重ねることが大切です。

図書館では、本に興味を持つためのきっかけや、図書館に親しみをもってもらえるよう、子どもたちが参加できる館内装飾等を季節に合わせて行っています。また、町民を対象にリサイクル市（除籍済み雑誌等の無料配布）や各種行事に合わせたテーマ展示及び貸出を行っています。

町内の保育所、認定こども園では、日々の活動の中で「読み聞かせ」等を行い、絵本等に親しむ機会を設けるとともに、家庭で親から読んでもらうことの楽しさを体験できるように、絵本の貸し出しを行います。

② 子どもの読書習慣の確立及び読書指導の充実

読書活動の推進を図る上で、小・中学校において子どもの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせることは大変重要なことです。

このため、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して学校図書館の利

用を図るとともに、全校一斉読書活動や校内で設定した読書週間、読書月間の実施を支援して読書に親しむ態度の育成に努めます。また、読書活動の推進や「朝の読書活動」等の様々な活動を推進し、その効果を表していきます。

さらに、ボランティア団体や図書館職員による読み聞かせを行い、読み聞かせに使用した本や類似本を紹介したり、町独自の読書月間、読書週間を設定する等、本に対する興味や関心を高めるための活動の充実を図っていきます。

その他、学校では子どもが読書の楽しさを味わえるような指導法の工夫や取組を一層充実させ、子どもや教員による読み聞かせ活動や読書指導の資料、教材の組織的な活用を推進し、子どもが読書を通して自分の考えを深めたり、自己を内省したりすることができるように努めます。

③ 学校関係者（教職員）の意識高揚

これまでの学校等における読書活動への取組は、教員一人一人の意識、関心によるところが大でした。読み聞かせや朝の読書の取組はそれぞれの学校で広がってきていますが、各学校の読書活動をさらに広げるために、教員の読書に対する意識を一層高めていくことが求められています。

近年、学校には司書教諭が置かれたり、全校的な読書活動の広がり、あるいは教科や総合的な学習の時間等における調べ学習等によって、読書に対する教員の意識も高まっていますが、さらに学校図書館の活用や読書活動を促進する方策等について情報交換等を積極的に行って、全教職員の意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の自主的な読書活動の推進、学校図書館の一層の活用を図るため、学校全体、教職員全員で取り組む校内体制づくりを推進し、教職員の指導力の向上を図り学校図書館を活用した指導の充実に努めていきます。

④ 家庭、地域との連携による読書活動の推進

ア P T Aや地域ボランティア等の活用と支援

地域や保護者（P T A）の図書ボランティアに依頼し、読み聞かせや図書整理、本の修理等の活動を定期的に行って、地域人材の活用を行います。

イ 休日等における学校図書館の地域への開放

学校図書館の開放により、学校、家庭、地域が一体となった取組が一層可能になることから、地域やP T Aの図書ボランティアを有効に活用し、休日等の学校図書館の開放について必要に応じて臨時的に対応します。

そのためには、事前に次のことが必要となります。

- ・休日の図書館開放については学校の理解と協力が不可欠であり、その約束を得る必要がある。ただ、学校の教職員に負担や迷惑になることは特でない。
- ・この試みについては、子ども自身や保護者の休日利用の希望や要望を受けてということが原則となることから、意識調査を行うことも考えてみる。

(3) 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、子どもが学校外で読書を楽しめる場所であり、気軽に利用したいと思われる場所となることが求められています。そのため、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくるとともに、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供するなど、読書環境づくりに努めます。また、地域における読書活動の中心的な役割を果たすとともに、誰もが利用しやすい施設としての役割を果たすための取組を行います。

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 家庭・地域等における読書環境の整備

① 家庭・地域における読書環境の整備

家庭における良好な読書環境として、読み聞かせや本にふれる機会を多くもつよう、より一層の周知に努めます。

また、地域においても、児童が使用する機会がある施設の児童書の充実を図るとともに、各施設における「おはなし会」等の取組を地域ボランティアを中心に進めることなども検討します。

② 子どもの周りの有害図書等の排除

町内に有害図書が店頭で並ぶコンビニがあることから、子どもへの販売の規制を要請することが必要であり、子どもにとって有害な図書の排除に地域あげて努める必要があります。

(2) 学校図書館の整備・充実

① 学校図書館の図書資料及び施設の整備・充実

学校図書館は、学習指導要領において、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」ことが明記されています。

学校図書館が「資料センター」「学習、情報センター」「読書センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うためには、学校図書館の機能の充実に向けた環境の整備や子どもの多様な興味や関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が必要です。

「学校図書館図書標準」に定める標準冊数を達成するよう学校図書整備予算の確保に努め、子どもの発達段階に応じた図書の選書や整備、充実に努めます。

また、施設面においても、今後とも子どもが快適に読書活動を行うことができるような環境の整備に努めます。そのための方策の一つとして、地域住民や保護

者の中から図書ボランティアを募り、図書館内の整理整頓、本の修理や廃棄等の作業協力を行います。

② 図書担当者による学校図書館の活用の充実

学校図書館は、教育課程の円滑な実施を支える資料センターの機能を発揮しつつ、子どもが自ら学ぶ学習、情報センターの機能と豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を有しています。

司書教諭は、これらの学校図書館の機能の活用を図り、子どもの読書活動を推進していく上で中核的な役割を果たすものであります。学校図書館法の改正により平成15年度以降、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされたところですが、本町においては現在、司書教諭配置の該当となる規模の学校はありません。

ただ、司書教諭と同じ役割を果たす図書担当者は各学校に置かれ、全ての教職員の連携、協力のもとに学校図書館の活用の充実を図っているところで、それは今後も継続していくこととなります。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 啓発広報事業の推進

読書活動の意義や優れた取組、図書資料等の情報について、啓発広報を行い、子どもの読書活動を積極的に推進します。

○「子ども読書の日」などの啓発広報

- ・「子ども読書の日」や「読書週間」におけるいろいろな事業の実施と、行事に関する情報の提供を図ります。
- ・子どもの読書活動を支えていくために、様々な機会でも広報を充実するとともに、情報化やネットワーク化を進め、広く情報を発信していきます。

(2) 優良図書資料の普及

- ・読書週間や夏休み、冬休み等に推薦図書リストを作成し、子どもたちに読書への動機付けを図ります。
- ・読書活動の意義や優れた取組、優良図書資料等の情報について、啓発広報を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。

4 計画の推進に向けて

(1) 推進に必要な方策

地域の読書団体やボランティア団体、子育てグループなど、地域住民の主体的な読書推進活動を支援するなど、本計画を効果的に推進するため、関係機関、団体等

の連携、協力関係をさらに強化し、家庭、地域、学校が一体となった取組を、進捗状況を把握しながら進めます。

(2) 推進上の課題

① 行政内部の推進体制の調整

場所、時間、図書資料、支援等、読書環境の整備と確保、及び条件整備は行政の大事な役割となります。この読書活動推進の施策は、他の分野の行政施策と連携されてより効果を高めることになると思われるので、互いの協力体制を築くことが大切です。

② 計画推進の要、図書館の充実

学校図書館、公共図書館の役割は、この計画実行に当たって大きく比重がかかるのは言うまでもありません。したがって、それぞれの図書館の組織の充実が欠かせない課題で、中でも担当職員を充実させることが重要となります。

『士幌町子どもの読書活動推進計画（第2期）』

- ◇発行 平成28年3月
士幌町教育委員会
- ◇編集 士幌町教育委員会
士幌町総合研修センター
したしみ図書館